



様式第4号 (第7条関係)

令和8年3月5日

東かがわ市議会議長

工藤 正和 様

東かがわ市議会議員  
(会派・個人・その他)

山口 大輔

### 行政視察等報告書

1	日 時	令和8年2月9日 から 令和8年2月10日	
2	参加者	山口大輔	
3	研修目的等	内 容	研修場所
		プライドハウス東京レガシーについて	東京都新宿区 (プライドハウス東京レガシー)
		議会におけるハラスメント対策について	福島県白河市 (白河市議会)
4	研修・調査内容	<p>○プライドハウス東京レガシーについて 本市は県内で2番目にパートナーシップ宣誓制度が導入されるなど多様性に対していち早く対応してきた。また議会としてもLGBTQ+について講師を招いて学ぶなど議会としても見識を深めようとしている。現在は大内交流館などの施設を中心に人権について学ぶ機会が多いが民間として設置している価値や想いをヒアリングすることで、今後の人権学習に還元できるのではないかと考えた。</p> <p>○議会におけるハラスメント対策について 現在、本市議会では、特別委員会から提出された「ハラスメント調査特別委員会調査報告書」の19ページ、8-3 議会における改善策等に記載されている『ハラスメントに関する仕組みを明文化し、具体的な対処手順を整備すること』の実現に向け協議を行っているところである。 より効果的な取組ができるよう、先進地の対応を学び、本市議会における条例等の作成や是正措置についての知見を深めようと考えた。</p> <p>※詳しくは別紙報告書を参照</p>	
5	研修成果	<p>○プライドハウス東京レガシーについて 啓発事業の促進や、誰もが当たり前で相談できる環境の整備であると考えている。今後も担当課と連携を取りながら、着実に取り組みを進めていきたい。</p> <p>○議会におけるハラスメント対策について 予防は重要だが、ハラスメントが起こり得る可能性を前提として、問題が大きくなってから動くのではなく、小さな違和感の段階で予防的に手当てをする仕組みづくりを模索していきたい。 安易に外部有識者へ全面的に委ねるのではなく、議員や議会が取り組む姿勢を示すことこそ予防策としていきたい。</p> <p>※詳しくは別紙報告書を参照</p>	
6	費用	51,220 円	

※領収書(交通費・宿泊費の明細が分かるもの)、研修資料を添付してください。

# 研修内容と成果（別紙）

## ○プライドハウス東京レガシーについて

### 視察目的

本市は県内で2番目にパートナーシップ宣誓制度が導入されるなど多様性に対していち早く対応してきた。また議会としてもLGBTQ+について講師を招いて学ぶなど議会としても見識を深めようとしている。現在は大内交流館などの施設を中心に人権について学ぶ機会が多いが民間として設置している価値や想いをヒアリングすることで、今後の人権学習に還元できるのではないかと考えた。

### 視察内容

#### 1. プライドハウス東京の設立経緯とレガシー

「プライドハウス東京」は、東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、LGBTQ+に関する情報発信や交流の場として2018年に設立が構想された。当初は大会のレガシーとして、大会終了後に運営母体を設立する計画であったが、オリンピックが1年延期されたことを受け、計画を変更。2020年10月、コロナ禍の最中に常設のコミュニティスペースを先行して開設した。このスペースは開設から6年目を迎え、オリンピック・パラリンピックが開催された2022年を経て、現在もLGBTQ+コミュニティの重要な拠点として活動を継続している。

#### 2. 視察概要

施設内の見学並びに、スタッフ2名から施設の説明や思いを聞いた。会場内には来訪者もいたため写真の撮影はできなかった。内装についてはホームページを参照してほしい。



<https://pridehouse.jp/legacy/>

#### 3. 視察で感じたこと、学んだこと

##### ● 日本における同性婚の課題と現状

日本では同性婚の法制化が進まず、多くの課題が山積している。自治体レベルではパートナーシップ制度が広がりを見せており、自治体を越えた協定も進み始めたことから当事者が転居のたびに一から関係性を証明する手間は以前に比べ減少しつつある。しかし、この制度は法的な効力を持っておらず、効果も限定的で地域差があるなど自治体独自の取り組みに過ぎない。

法制化を巡っては、憲法改正が必要との意見もあるが、政府見解を含め、現行憲法は同性婚を「禁止してはいない」ため、民法改正で対応可能とするのが通説である。憲法制定当時には同性カップルの存在が想定されていなかったことが背景にあるのではないかとも言われている。

経済界からは、優秀な人材確保の観点から法制化を求める声が上がっている。同性婚が認められていないことが、海外からの人材、特に欧米からの労働者が日本で働くことをためらう一因となっている。アジアでも台湾やタイ、ネパールで同性婚が法制化される中、日本の対応の遅れは国際的な人材獲得競争において不利な状況を生んでいる。

このようなことから同性婚の問題は政治的な左右の対立ではなく、基本的人権の問題として司法の判断が待たれている。

フランスでは、日本の婚姻制度よりも離婚が容易な「パクス（PACS）」という制度があり、同性・異性を問わず多くのカップルに利用されている。また、そもそも宗教的な側面から婚姻せずに家族を形成するスタイルも一般的であり、戸籍制度を持つ日本とは家族観が大きく異なる。

日本が同性婚を法的に承認していないことは、国際カップルにとって深刻な問題を引き起こしている。例えば、アメリカで法的に結婚しているカップルでも、一方が外国籍の場合、日本ではその婚姻関係が認められないため、配偶者としての在留資格（ビザ）が得られない。実際に、アメリカで結婚した女性カップルが、日本で就労ビザを取得できず困難な状況に陥っている京都の事例が挙げられた。同様に、台湾では結婚できるため日本と台湾の同性結婚をした人が来日した場合、法的に他人として扱われてしまう。

このような状況は、日本が国際的な人材から「選ばれない国」になるリスクを増大させている。同性婚が出生率の低下を招くとの主張もあるが、海外のデータではそのような相関関係は認められず、むしろ出生率が上昇した例もある。誤った情報やフェイクニュースが法改正の障壁となっている側面も指摘された。

#### ● NPO 法人としての運営課題

NPO の運営は、特に資金面で多くの困難を抱えている。海外では自治体からの助成や、寄付に対する税制優遇が整備されているが、日本では個人や企業からの寄付が税制上のメリットに繋がりにくく、活動資金の確保が難しい。

また、企業などから得られる助成金は、用途が特定の事業に厳しく限定されることが多い。そのため、家賃や人件費といった運営に不可欠な経費に充当することができず、安定した組織運営の妨げとなっている。例えば、事業に必要な物品を購入する資金は得られても、それを保管する倉庫の家賃には使えないといった制約があり、常に資金繰りに苦慮しているのが現状である。

#### ● 当事者が直面する課題と具体的な支援策

LGBTQ+当事者は、社会の様々な場面で特有の困難に直面している。スポーツ界では、依然として「男らしさ」を強調する保守的な価値観が根強く、指導者や一般層の理解が不足している。そのため、カミングアウトしたアスリー

トへのサポートや、ユース世代への多様性に関する教育が重要な課題となっている。プライドハウス東京では、こうした多様な課題に対応するため、具体的な支援活動を展開している。例えば、ろう者のLGBTQ+当事者というように複数のマイノリティ性を抱える「ダブルマイノリティ」の人々が安心してコミュニケーションできるよう、手話通訳を配置する日を設けている。

教育現場においても、個別の対応が求められている。トランスジェンダーの生徒への対応や、親が子供のカミングアウトにどう向き合うかといった問題に対し、支援機関や「親の会」が存在するものの、情報や相談先が不足し、当事者の親子が孤立するケースも少なくない。また、発達障害とセクシュアリティが関連する事例も指摘されており、学校現場の教員は多忙な中で複雑な対応を迫られている。

これらの課題に対応するため、様々な団体が講演や研修、本作りなどを通じて啓発活動を行っている。全国にはプライドハウス東京のほか、大阪、横浜、姫路、函館などにも同様の主旨を持つ団体が設立され、HIV/エイズの予防啓発活動の歴史的な文脈も踏まえながら、各地で支援の輪が広がっている。

## 視察後の考察

東かがわ市のパートナーシップ宣誓制度の導入は、私自身が一般質問で取り上げたテーマの一つである。そのきっかけは、大学生インターンシップで来ていた学生が取り組んだ課題にあった。

「30年後の未来では同性婚が当たり前になっている」と仮定した政策プレゼンテーションを行う中で、現状把握として香川県の状況を調査した。その過程で、「まずはパートナーシップ宣誓制度の導入が第一歩ではないか」という意見交換が生まれ、それが一般質問へとつながった。

現在、東かがわ市は協定を締結した自治体とパートナーシップ宣誓制度に関する連携を行っており、今後はファミリーシップ制度へと発展させていく方向にある。

行政としてできることは、啓発事業の促進や、誰もが当たり前相談できる環境の整備であると考えている。今後も担当課と連携を取りながら、着実に取り組みを進めていきたい。



# ○議会におけるハラスメント対策について

## 視察目的

令和7年6月に、市長から市議会に対して「市議会議長の職員に対する行為等に関する申し入れ」を受けた。その結果特別委員会を設置し協議を行い、令和7年9月に対処及び報告を市長に対して行った。

現在市議会では、特別委員会から提出された「ハラスメント調査特別委員会調査報告書」の19ページ、8-3 議会における改善策等に記載されている『ハラスメントに関する仕組みを明文化し、具体的な対処手順を整備すること』の実現に向け協議を行っているところである。

より効果的な取組ができるよう、先進地の対応を学び、東かがわ市議会における条例等の作成や是正措置についての知見を深めようと考えた。

視察地として選択した白河市議会の政治倫理条例における取組とハラスメント防止条例可決に至るまでを時系列で調べ作成した質問状にそって話をうかがった。

## 視察内容

当時のハラスメント防止条例検討特別委員会の委員長であった柴原隆夫議員と副委員長であった大木絵理議員による説明を受けた。以下事前提出した質問書に対する回答を記す。

### ○質問事項と回答

#### ●議員政治倫理条例に関する質問について

##### 1. 議員政治倫理条例について

「白河市議会のあり方検討委員会」の検討を起点として作成された。

##### 2. 議員政治倫理条例の制定を考えた理由及び、制定までの取組について

議会改革を進め、市民からの信頼を制度で担保するためである。平成25年9月に議会改革特別委員会を設置し協議した。政治倫理条例に関する協議は12回にも及び、平成27年3月定例会で全会一致により可決・成立した。

##### 3. 過去に数回行われた政治倫理審査会における、議員や市民の反応について

過去の2事案では、審査結果に対する市民の特筆すべき反応や、対象議員からの不服申立てなどはなかった。ただし令和6年4月の辞職勧告事案は大きく報道され、多数の意見が寄せられた。

##### 4. 令和6年2月28日の条例改正に至った経緯について

改正前は審査請求が市民に限られていたが、議員によるハラスメント事案の深刻さを踏まえ、迅速な対応が必要と判断し改正した。

●ハラスメント調査に関する質問について

1. 白河市議会政治倫理審査会の委員選出の考え方及び決定方法について  
条例に沿って選任・決定している
2. 審査会において、令和6年3月18日の記録に「顧問弁護士へ相談内容の報告」とあるが、弁護士の本事案への関与内容、及びどのような判断を仰いだのか  
内容については非公開。仕組みとしては市の顧問弁護士に「法的裏付け」を確認するため相談する運用で、執行部の所定手続きを経て正式に依頼し助言を得るものである。特別な制度ではなく、市が通常行う法務相談の枠組みを本件にも適用した位置づけである。
3. 調査の過程において特に苦勞した点や意見が分かれた点について  
調査で最も苦勞したのは審査対象議員が事情聴取への対応を拒否した点である。審査会としては、説明責任を果たす意思がないと判断せざるを得なかった。
4. 行為を受けた当該職員に対する調査中のケアについて  
具体的なことは非公開。ただし現在も別部署で勤務していると説明を受ける。
5. 当該議員による市議7名の告訴に対する議会の対応及びその後の経緯について  
告訴状提出をマスコミ報道等で確認したが、現時点で裁判には至っていない。
6. 議員辞職勧告決議後における議会としての対応について  
辞職勧告決議後、審査結果を市ホームページおよび議会広報（臨時号）で公表した。
7. 行為を受けた職員及び当該議員に対するケアや対処について  
被害職員については、環境を変えて別部署で勤務を継続している。当該議員に対しては、辞職勧告決議以降、これが議会として可能な最大限の意思表示であるとの判断に基づき、以後特段の追加措置は講じていない。
8. 勧告以降における当該議員と議会との関係性及び業務実態について  
辞職勧告後も当該議員は議員活動を継続し、常任委員会等にも参加して意見を述べている。

●ハラスメント防止条例について

1. 策定における特別委員会の委員構成の考え方について  
設置決議により議員10名以内とされている。各会派からの所属人数に応じて1~2名を選出し、無会派から1名を加えて計9名で構成した。
2. 策定にあたっての課題及び重視したポイントについて  
失墜した議会への市民の信頼回復を最優先にした。職員アンケート等も検討した

が、被害職員が在職していることへの配慮や、対象議員が勧告に応じない状況を踏まえ、まずは早期に規範を確立する方針を選択した。

3. 第8条第2項において「弁護士」と明記せず「外部の有識者」とした理由について  
弁護士を含む専門家に加え、大学教授等も想定し、事案の性質に応じて適切な知見を得られる柔軟性を確保するため。
4. 外部の有識者から意見聴取を行う判断基準及び議員のみで対応する範囲について  
まず申出者・相談者・当事者等への綿密なヒアリングで事実把握を行い、軽微な段階では議長の注意・指導等で処理する。深刻と判断される場合は、外部有識者や市顧問弁護士等へ相談し、条例に基づく公表も含め最終判断につなげる設計であり、外部助言は「必要段階で投入する」考え方で、最初から全面委託する形ではない。
5. 今後ハラスメントが発生した場合、ハラスメント防止条例に基づいて審査会等を開くのか。もしくは、倫理条例に基づいて対応していくのか。  
ハラスメント防止条例は理念条例と捉えており、必要に応じて倫理条例に基づいて対処する形である。ただハラスメント防止条例で、議長が直接注意・指導できると定めていることから、軽微な段階での抑止も即時性をもって対応できるよう意図している。

#### ●全体について

1. 議員が中心となって審査を行う体制における負担や課題について  
議員中心の審査体制は、他者を裁く立場になることへの心理的抵抗が大きく、専門性の不足や責任の重さも負担となるという声が聞かれている。現在の条例では議長の責任が非常に大きいので今後基準の作成といった検討が必要と考えている。
2. ハラスメント防止条例の中に規定されている研修の内容及び当該議員の参加状況について  
研修は条例上「必要に応じて」実施する位置づけで、回数等は定めていない。また当該議員は講師を招いて研修を実施したが不参加であった。
3. ハラスメント対応における執行部との連携について  
執行部は職員向けのハラスメント防止要項に基づいて対応している。ただし状況に応じて、速やかに執行部と情報共有する旨を想定している。
4. 今回のハラスメント事案を受けた議会の取組及び倫理に対する考え方の変化について  
議員一人ひとりの倫理観を改めて厳しく問い直し、失墜した信頼回復を最優先にした。またハラスメントを明文化することで、認識の再確認と未然防止につなげたいとしている。

## 5. 東かがわ市議会への今後の取組に向けた助言をいただきたい

まず議会の決意と基本理念を早期に示すことが先決と思う。ただ白河市議会では対象範囲の中に職員から議員、特別職から議員へのハラスメントについては盛り込んでいなかったため、新たに作成するのであればそこを対象に入れるかどうかについても検討してはどうかと提案を受けた。

## 視察後の考察

実際に作成に携わった当時の委員長・副委員長から直接話を伺い、制度を明文化したことの意義を学ぶことができた。二度とあってはいけませんが、仕組みがあることで抑止力になると考えられていた。

また、市の顧問弁護士へ随時相談できる体制は、判断に迷う局面での迅速な対応を可能にしている。しかしながら東かがわ市や周辺自治体では、市から議会への申し入れ事案において弁護士を利用できないケースもあると聞く。公平性や中立性の観点からも、法的助言を受けられるようにならないか、今後協議が必要であると感じた。

今回特に印象的だったのは、

- 可能な限り議長対応で速やかに対処する仕組みを作っている
- 必要に応じて政治倫理審査会へ引き継ぐ

という段階的に移行できるスキームが構築されている点である。

軽微なヒヤリハットは即応性を重視し、重大案件は委員会で協議する。このフェーズ分けこそが制度の鍵だと考える。

予防は重要だが、ハラスメントが起こり得る可能性を前提として、問題が大きくなってから動くのではなく、小さな違和感の段階で予防的に手当てをする仕組みづくりを模索していきたい。

安易に外部有識者へ全面的に委ねるのではなく、議員や議会が取り組む姿勢を示すことこそ予防策としていきたい。

